

三重県環境審議会第2回大気部会 議事概要

令和4年8月4日(木)
14時から15時15分まで

1 開会

2 議題等

- (1) 三重県生活環境保全に関する条例で定める指定施設(ばい煙)の見直しの検討について

[主な意見]

(委員)

- ・仮に今後、新たに大気汚染防止法の改正があった場合に、条例の文言が影響を受けることが無いようにしておいた方がよい。
- (事務局) 条例に係るボイラーの規模要件では、燃料の燃焼能力30L/h以上として規定し、かつ、大気汚染防止法に係るボイラーは除く旨を規定したいと考えています。

(委員)

- ・規模要件を燃焼能力30L/h以上とすることについては妥当であると考えられる。

(委員)

- ・燃焼能力の規模要件の設定にあたっての考え方について、報告書案中に分かりやすく記載した方がよい。
- (事務局) 記載を見直します。

(委員)

- ・伝熱面積の規定を残し、8m²未満のボイラーを規制対象外とすることについては、これまで規制になっていなかったボイラーへの影響を考慮して暫定的に残すという扱いか。
- (事務局) 現状において、これまで規制対象外であった規模のボイラーに起因する明らかな課題はないことと、事業者への影響を考慮し、規制対象外としています。
- 伝熱面積の規定を無くし、これまで規制対象となっていなかったボイラーに対して、当面の間は規制を適用しない旨の経過措置を設定したうえで、

今後の大気環境を踏まえ、随時、規制対象とする方法も検討しましたが、法務部局から、経過措置は期間を定めただうえで設定すべきとの意見がありました。

このため、今後の大気環境に係る常時監視において注視しながら、必要に応じて改めて見直したいと考えています。

(委員)

- ・ 固体燃料ボイラーによる大気環境への影響について留意する必要があるが、条例施行規則の改正により、固体燃料ボイラーへの規制はどのような扱いとなるか。
- (事務局) 全国的な規制基準値や技術的動向を踏まえ、現行の気体燃料、液体燃料に加えて、固体燃料ボイラーについても、ばいじんに係る排出基準の適用対象としたいと考えています。また、伝熱面積8㎡未満のボイラーを規制対象外としていますが、固体燃料の特性上、ボイラーの設置が小規模な伝熱面積に集中することはないと考えられます。

(委員)

- ・ 規制対象から希硫ガスを燃料とするボイラーを除外する点について、液体燃料から移行していく流れが期待され、良い改正内容であるとする。

(委員)

- ・ 改正案について関係団体への説明を行う予定はあるか。
- (事務局) パブリックコメントの他、今回、審議をいただいた報告書案に基づいて、ボイラーに関係する団体等へ事前説明を行う予定です。

(2) その他

次回開催予定：令和4年10月予定

3 閉会